

## 「播磨町住宅リフォーム助成」をご利用ください

町内事業者が施工する住宅リフォーム工事に対し、その費用の一部を助成します。  
ぜひこの機会に、お住まいの気になる部分の改修をご検討ください。

|      |  |
|------|--|
| 助成対象 | 町内に住民登録又は外国人登録のある人が、ご自分の居住している住宅を、町内業者の施工により増改築、修繕、模様替え、設備改善などを行うもので、工事費が20万円以上のもの |
| 助成金額 | 工事費の10分の1(上限10万円)  |
| 助成期間 | 令和7年3月31日まで ※予算の上限に達した場合、受付を終了します  |
| 申請手続 | 工事着工前(最低2週間前)に申請書・工事内容の分かる設計図面・町内事業者からの工事見積書(可能な限り部屋別)・工事予定箇所の写真を産業環境課へ提出してください。   |

※町内事業者とは・・・町内に本店又は支店のある法人・町内に住所のある個人事業者

## 《申請から助成金振込までの流れ》

申請→審査→交付決定→着工→工事終了→実績報告書・請求書提出→助成金振込

※「審査→交付決定」まで2週間ほどかかります。余裕をもって申請をしてください。

## 《留意事項》

- ・申請時にすでに着工している工事は対象になりません
- ・リフォーム助成は、1人1回、1住宅1回限りです
- ・工事完成後、実績報告書の提出(写真添付)が必要です
- ・「工事費」は消費税を除いた金額です
- ・町の他の補助・助成を重複して受けることはできません

(播磨町移住定住促進住宅リフォーム助成金交付要綱(令和5年要綱第20号)及び播磨町住宅耐震推進事業補助金交付要綱(平成29年要綱第20号)の規定によるものを除く。)

※ただし、播磨町住宅改造助成事業実施要綱(平成8年播磨町要綱第1号)に定める助成と重複する場合には、窓口にご相談ください。

- ・町税等を滞納している人や、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員は申請できません

## 対象工事の例

- 屋根の葺替え・外壁の張替え・塗装工事
- 部屋の新設や間仕切りの変更
- 壁紙や床板の張替えなど内装工事
- バリアフリー改修工事・オール電化工事
- バルコニー工事
- 風呂や台所など水周りの設備改修 など

## 対象にならない工事

- ×車庫(カーポート)や物置のような住宅と別の工事
- ×門扉やブロック塀などの外構工事
- ×電話やインターネットの配線工事
- ×単なる製品のみ取り付け(給湯器・エアコン等)
- ×店舗や事務所など営業施設のリフォーム工事
- ×防蟻工事 など